

琵琶湖ヨット倶楽部

昭和十年二月二十五日

週報

十年度 第二号

艇庫再建の件に就て二十三日午後六時半かぎやへ御参集願つた方々は長谷川、鈴木、宮崎、若本、中塚、安田等の諸氏とヨット部一の松本氏の七名でした。

1. 再建資金 予算は1,000円とし第一第二兩艇庫を續けて一棟とする。内部がガランドウの建物故一着金のかかり部分は屋根である。従つて此の屋根の費用を節約し度い。トタン葺きにて可なり。前艇庫が有して居る右種の構造上の缺陷は新建物には完全存在のものとし度い。資金の借入れは部内よりも部外からの金を借入れ利息を坤つてキチンキチンと返済する事とする。借入に關しては若本氏に御面倒を煩はす事とする。
2. 建築着手 引續き長谷川氏の御厄介に存る。早速見積らせておくべく早く着工し三月中には完成せしめる様交渉の事。通風を良好ならしめる爲下方に通風窓を明けて網を張ること、脱衣所、道具棚等を設ける事其他すべて長谷川氏に一任。
3. 艇の收容 十二呎艇九艘、パイオニア、K、五米艇四艘、(同志社の十二呎艇二艘は阪大関大へ譲渡す)之に同志社のオリムピア、ヨレン一艘と新しく作るアインハイツ、ツエーナー一艘、夕風二艘が新艇庫へ入るわけである。同志社の艇庫が柳川河岸に出来れば十二呎一艘とオリムピアヨレンはその方へ移るのであるが未だ土地の借入其他の手續をせねばならぬので暫らくは従前通り同居させる。

4. 配艇 十二呎艇の配艇は気分一新の爲変更するのによからうとい小意見もあるが大勢數百二年間續いた配艇に愛着を感じるのに従前のままとする。
 5. 若本、松山 兩君の負擔金三年免除は異議なく可決。月次会費は本人が出すと苦大ば徴收し負担金同様三年徴收停止を希望するから徴收せぬ。本人の意志によつて決定すること。
 6. 五米艇の修繕 風害で破壊したままに存つて居る五米艇は三月中旬に修繕する。
- 以上の様は決定を以て九時過ぎに散会した。
- 翌二十四日午後、若本氏来湖、北々東の和風を見逃すにしのびずパイオニアで約一時間帆走。長谷川氏は建築の方の模分の爲艇庫へ。宮崎、鈴木は銀園寺から山中越のハイキングコースを柳ヶ崎へ。長谷川氏は暫時引上げられれば他の三人はヨット肉(並のチヨット上)のスキヤキを一ついす例によつて例の如き駄辯を交へた後六時の汽車でサヨナラ大津。
- 二十四日大毎スポーツ欄に「多忙なヨット界」といふ記事が出ておたが琵琶湖の事ばかりで結局多忙な琵琶湖ヨット倶楽部とせば存らぬ様を宣傳記事に近いものだった。
- 船と釣抗する刊行物を発行すべく若本、鈴木で新画、クラブの月報を印刷せしやうとい小譚。クラブハウス玄關前の柳川特^の埋立て新画は田中操氏がぼつぼつ着手の苦。
- 来週から愈々ソックスアウト、セーリングアップに力がかかれば存らぬ。ヨットの虫ども冬籠りの穴から這み出す用意はいいか。
- 四月十四日の神戸高等商船との對抗レースにはあつさり勝つて見せやうか存。何萬トンの船より十二呎の艇と動かす方が六つかしいだらうぜ。